

○議長（茅沼隆文）

日程第３、発議第２号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

小林哲雄君、どうぞ。

○７番（小林哲雄）

それでは、発議第２号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、ご説明いたします。

改正に至る経過については、先ほど会議規則の改正時の説明どおりですが、地方自治法の委員会関係の規定が大きく改正され、これまでは１０９条に常任委員会が、１０９条の２に議会運営委員会が、第１１０条に特別委員会が、第１１１条に条例への委任がそれぞれ規定されていましたが、改正後は、第１０９条にまとめられ、さらに自治法の規定から削除して条例に委任する項目をふやすといった内容になっております。

それでは、表紙をごらんください。まず、朗読いたします。

発議第２号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び開成町議会会議規則第１３条の規定により提出します。

平成２５年２月１２日提出。提出者、開成町議会議員、小林哲雄、賛成者、開成町議会議員、吉田敏郎、賛成者、同じく山田貴弘、賛成者、同じく前田せつよ。

それでは、提案理由を説明いたします。地方自治法の一部改正により、委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任方法、在任期間等について条例に委任することとされたことに伴い、所要の措置を講ずるため、開成町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

１枚おめくりください。開成町条例第 号、開成町議会委員会条例の一部を改正する条例。

開成町議会委員会条例（昭和３１年開成町条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、改正内容の説明になりますが、説明は添付の資料で行いたいと思います。３ページをお開きください。欄の左から改正後、改正前、当該箇所の開設となっております。

まずは、第２条の改正です。第２条では、常任委員会の名称、議員定数及び所管について定めておりますが、第３号に規定する、広報広聴常任委員会の委員定数を１２名から１１名に改めるものです。これは本改正で追加する第６条第３項で、「議長は

常任委員会の常任委員にならないものとする。」と規定したためです。この内容は、後ほど説明をいたします。

続いて、第5条2第3項として、特別委員の在任期間の規定を追加する改正です。これは改正前の地方自治法の第110条第2項、「特別委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。」が削除され、条例で在任期間を規定する必要性が生じたもので、期間は、これまでの自治法の規定と同様、委員会に付議された事件が議会において審議されている間としています。

なお、特別委員の選任については、第6条第2項で、他の委員と一緒に規定することとしています。

4ページをお開きください。第6条の改正になります。まず、第6条全体の構成について説明いたします。これまで第1項から第3項までの規定でしたが、この部分を一部改正しながら第4項から第6項までとし、新たに第1項から第3項及び第7項を追加して、全7項の構成としています。

改正前の自治法第109条第2項、「議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとし、常任委員は、会期の初めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。」が削除され、条例で定めることになりましたが、現在、当町議会には、条例第2条第1号の総務経済常任委員会と、第2号の教育民生常任委員会及び第3号の広報広聴常任委員会があり、議員は、広報広聴には全員が、また、総務経済か、教育民生のいずれかに所属することになっていますので、この条例に規定いたしました。

まず、第1項では、総務経済か、教育民生のいずれかの委員会に所属することを規定したものです。第2項では、議員は広報広聴の委員になることを規定したものです。

次の第3項ですが、これまでは改正前の自治法第109条第2項の行政実例の「議長についてはやむを得ないという事情がある場合には、常任委員長にならないことができる。」という解釈に基づいて、当町議会でも、議長は一旦常任委員になった後、委員を辞退する形をとっておりました。

しかし、自治法第109条第2項が削除され、それに対する行政実例も当然、消滅することになりましたので、議長の常任委員への選任について、改めて検討をいたしました。

その結果、当町議会では、議長は常任委員にはならず、オブザーバーとして、全ての委員会に参加する現行の形が適していること。また、一旦委員となり、辞退するといった煩雑な手続をとる必要もないと判断し、あらかじめ議長は、常任委員にならないことを条例に規定したものです。

次のページの第4項になります。改正前の第1項では、各委員の選任方法についての規定ですが、平成18年の自治法改正に伴い、「ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。」を追加したところですが、現在、通年議会を実施しており、実質的に閉会期間がないことから、削除することとしたものです。

第5項は、常任委員会の所属を変更することについての規定です。

第４項の委員を選任する規定では、議長が会議に諮って指名する部分は、これまでどおりとしたところですが、平成１８年の自治法改正と同時期に出されました総務省自治行政局長通知の「開会中においても、条例で定めることにより、委員の選任を議長の指名により行い、また、その辞任、所属の変更を議長の許可によって行うことも差し支えないこととすること。」を採用し、委員の変更については、会議に諮らず、議長の許可で行えるようにするものです。

なお、広報広聴常任委員会は、全員が所属することになっており、変更が可能なのは、総務経済常任委員会と教育民生常任委員会との間に限られますので、「議長は、」の次に、「第２条第１号及び同条第２号に規定する常任委員会のいずれか」を加えて、明確にしています。

また、ここでもただし書き以降は、閉会中の規定ですので削除をしています。

第６項は、項番号の改正のみです。

第７項は、第５項で常任委員会の所属の変更は会議に諮らず、議長の許可としたことから、議会に報告することを規定しました。

１枚おめくりください。第１０条の改正ですが、これまでの第１０条は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会共通の規定として、第１項で委員長及び副委員長の辞任を、第２項で委員の辞任を規定していました。今回の改正により、常任委員会においては、委員の辞任はあり得ないこととなりますので、第２項の委員の辞任を削り、また、見出しからも委員を削るものです。

第１０条の改正で、委員の辞任を削りましたが、常任委員会以外の議会運営委員会及び特別委員会においては、辞任もあり得ることから、別に第１０条の２として、両委員会についての辞任の規定を設けています。なお、こちらも所属の変更と同様に、議長の許可でできることとし、さらに辞任を許可した場合には、第２項で議会に報告する旨を規定しています。

最後に附則ですが、地方自治法における委員会に関する規定の改正は、公布日の９月５日から６カ月内の政令で定める日から施行とされていましたが、この政令が、２月６日に公布され、施行日が、平成２５年３月１日と定められたので、３月１日を施行日とするものです。

説明は以上です。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

発議第 2 号 開成町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。